

# 『婦人新報』と母性保護論争

——矯風会の婦人界における位置づけを検討する指標として——

## 今井小の実

### はじめに

母性保護論争（以下、時に論争）は、一九一八（大正七）年、与謝野晶子、平塚らいてう、のちに山田わか、山川菊栄も参加し、約一年に亘り繰り広げられた論争である。その焦点は、現代の言葉で語れば、女性の育児と就労は両立可能かというところにあった。晶子は、両立可能としたために母子に対する国家による経済的保護の必要性を否定したのであり、らいてう、わかは、不可能としたためにその保護の必要を訴えたのである。菊栄は、論争を整理し両者それぞれの立場を認め、最終的には社会主義による社会を展望した。

この論争は、「…日本における「女性解放」の基本的見取り図を提出し、その後の婦人運動史が直面する問題、辿るコースのいくつかをいわば萌芽期の形で数多く内に含むことが出来た」とされ、「女性解放」の「スタートライ

ン」を規定したといわれている。そのため、それから八十年以上たつた現代においてもこの論争を研究の出発点とする女性学、女性史の研究者は跡を絶たない。

では、論争当時の女性たちの反応はどうだったのだろうか。女性たちが直面する生の問題を題材にしたその内容と、論客の豪華な顔触れは、当時の知識婦人層といわれる女性たちの間でかなり注目を集めたといつていいのではないだろうか。<sup>(2)</sup>

一方、日本基督教婦人矯風会（以下、矯風会）は、近代日本において女性たちによって初めて結成された社会活動を行う組織であり、広範な活動のなかでも特にこの当時矯風会がその本領を發揮したのは、家庭や、女性、子どもの福祉を射程においた社会事業の実践であつたといつてもよいだろう。そして矯風会は、のちに母性保護論争の思想を具現化した母性保護運動に深くかかわっていくという軌跡をたどっている。このような矯風会の姿勢から、筆者は当時ある一定の知識階層の間でセンセーショナルを巻き起こしたと思われる母性保護論争に対し、同会が何らかの反応を示したと仮定し、機関誌『婦人新報』にその痕跡をたどる基礎研究を行つた。しかしふたをあけてみると、誌面のどこにもダイレクトな反応はみあたらなかつた。これは一体、どういうことなのだろうか。女性と子どもの福祉をめざした矯風会ならば、論争で提起された問題は決して見逃すことが許されない課題でもあつたのではないか。論争は、冒頭でも紹介したように女性解放運動を規定した、いわゆるフェミニズム思想の源流と評価されてきた存在でもあつた。その論争に対する『婦人新報』の黙視は、逆に矯風会の当時の婦人界における位置をあらわしているといえないだろうか。

本研究の目的は、この問題意識にそつて『婦人新報』ではなぜ母性保護論争に対する直接的な反応が見られなかつたのか、この要因を検討していくことによって、矯風会の当時の婦人界における立場を鮮明にしようと試みるものである。あらかじめ考えられる要因には、一、『婦人新報』の読者層の問題、二、社会問題、社会事業に対する矯風会の姿勢の二点があげられる。しかしこれらの要因は、矯風会の限界として、從来しばしば研究者の間で指摘されてき

たことでもあることから本研究では、特に同会と女性解放運動との関係という新たな視点を加え、論争に対する冷たい姿勢の原因を検討してみたい。その際に、平塚らいてうをはじめ、論争の論客たちも全員かかわった青鞆社の活動に対する『婦人新報』の評価を、矯風会の女性解放運動との関わりをはかる指標にする。したがって本研究では、青鞆社が産声をあげた一九一一年から、論争が終焉し論者各々がその活動の幅を広げていく一九二〇年までの『婦人新報』の記事を考察の対象とした。なお、子ども、女性等に対する表現は、必要に応じ当時の表現に準じたため、その用語にばらつきがあることをあらかじめお断りしておきたい。

## 一 母性保護論争と矯風会

### (一) 母性保護論争

母性保護論争は、一九一八年三月、与謝野晶子が『婦人公論』に発表した「紫影錄—感想と2詩篇<sup>(3)</sup>」のなかの一文が、平塚らいてうの目にとまつたことから始まっている。エレン・ケイの思想に影響された欧米の母性保護運動に批判的な小文が、ケイを信奉するらいてうを刺激したのである。その後、山川菊栄、山田わかも加わり、論争は翌年まで繰り広げられたのであった。その論点を簡潔にまとめるとすれば、女性の就労と育児は両立可能かどうかというものであつた。<sup>(4)</sup>

与謝野晶子は、女性の真の解放には経済的自立が絶対条件だと信じた女性であった。そして自らの実践からも女性の就労と育児の両立は可能だとした。それが苛酷な労働条件を見ない空論とらいてうに指摘されるが、労働制度を改め、「富の分配を公平にする制度」さえ作れば実現可能のことだと返した。またらいてうの子どもは「社会のもの、

国家のもの」であるから育児は社会的仕事であり母を保護するのは当然との考え方を国家主義か軍国主義者のように斥け、国家の保護を受けるのは男子に寄生するのと同じで隸属的依存的生き方だと非難した。育児は夫婦共同で行うものと考える晶子の思想のベースには、絶対的な男女の本質的平等観があり、女性労働者には労働政策による母性保護を期待した。この晶子の主張は、一般的には女権主義の流れをくんだものと整理されている。

一方平塚らいてうは、働きたいという自我と子育てをしたいという母性の間で揺れた女性であった。その葛藤が、育児期の母親への国家による経済保障の実現を希求させたのであった。らいてうの主張には、ケイの母性主義思想の影響がある。したがつてケイの思想から発展した母性保護運動の意義を全く理解しようとする晶子の主張に対しして、育児中の母も労働可能とするのは現実の労働条件を見ない空論で、家庭外労働のみを労働としているからであり、家庭内の婦人の仕事、その重なる出産と育児に社会的価値も経済的価値も認めていないからだと非難した。

山田わかは、女性のアイデンティティ＝母性だと信じた女性であった。子育ての経験がわかをケイの思想に近づける。さらに騙されて米国で娼婦として過ごさねばならなかつた経験をもつわかにとって、性欲道徳の改革を出发点とした結婚制度の改良というケイの思想は救いの思想でもあつた。したがつてらいてう同様ケイの信奉者でありながら、わかの主張は人格形成の場としての家庭の重要性に比重がおかれ、女性の家庭外労働を積極的に否定する。このような性別役割分業観から、婦人が夫から家事育児に対する報酬をもらうのは当然であり、それが不可能な場合、育児期にある母が国家より保護を受けるのは権利だと主張した。そしてこれらの母性保護は最小限度労銀法や社会保険制度が実現すれば不用になるとした。このようにわかは、らいてう同様、母性主義の立場とされるが、その主張の細部においては異なつていた。

山川菊栄は、階級的視点から母性を見つめた女性であつた。性的区別に立脚するケイの思想を反動思想とし、わか

の家庭天職論を女の本質は他人から決められるものではないと非難した。そして男女の分業の不均衡を指摘し、ともに社会的労働にも育児にも参加できる社会を展望した。家庭労働が不払労働であり労働婦人の地位低下も招くと看破する菊栄は、らいてう同様その経済的価値を訴え、育児を望む女性にはその経済的保護を認めた。同時に品子同様婦人労働の発展を望む立場から、育児の社会化も提言している。このように菊栄は、女性がその生き方を自ら選択できる社会を望み、その理想を社会主義の実現に託したのであつた。

### (2) 矯風会の見解——久布白の場合——

では、当時、矯風会では女性の就労と育児の両立について、どのような見解をもつていたのであろうか。冒頭でも述べたように『婦人新報』には、母性保護論争に対する直接的な言及はない。しかし論争と同時期にその内容に肉迫した主張を、矢島につぐ矯風会の代表的な存在である久布白落実が行つている。

久布白は、女性の就労と育児の両立に対し次のように言う。「結婚が子供と云ふ問題に移つる時には已に箇人的意味を離れて民族の問題になります」との見解から、「今日欧米諸国の中流下流の職業婦人（下線、今井）が母たる義務を充分に果し得ない惨な有様を考へても、此等の婦人の家庭に於る努力に対し、保護を与ふる事は将来当然為すべき事と思はれます」とし、母親の就労と育児の両立の困難なことを認める。そしてその解決のために、母に対する生活の保護を訴えるのだが、その意味するところは経済的扶助、つまり論争で主張された母性保護と同じであろう。

と同時に久布白は、「私共は職業婦人（下線、今井）として新たに目醒め各自、自己を訓練すると共に、随つて起る諸種の要求を考察して、自己の為め、又子孫の為めに、己れを保護する途を講ぜねばなりません、今日欧米諸国に於て、盛んに呼ばれて居る、婦人の夜間労働禁止八時間制、妊娠の保護等は職業婦人（下線、今井）の勃興と共に

当然起る可き問題です」として、実際に働いている女性に対しても労働政策による母性保護の必要を主張している。この場合の久布白の対象とする女性労働者は、その表現からみても（下線參）、いわゆる職業婦人であり一定の教養、技術を身につけることが許された階層にあるとはいゝ、論争終結後の彼女が女性の就労に対する保護も訴えていることは注目に値する。なぜなら、女性の就労に関する論述は、この時期の『婦人新報』ではほとんど見受けられない。そのなかで女性の経済的自立の必要性を認めた久布白の発言はむしろ稀有な存在だったからである。<sup>(7)</sup>

この久布白の主張は、「国民の半身なる婦人を、職業や地位においても又其権利責任においても軛を荷うに足る一個人として社会に立たせる方針に向かい進まねばならぬ」という女性の自立を推進する立場からと、今一つは「公娼私娼、海外醜業婦の問題も、若し一度、我が國の中堅にある婦人等が己に醒め、又社会に醒めて、誰れの為めに、又我が姉妹の為に、適當なる職業と之に対する生活を保證する報酬とを要求し、家庭を本城として、社会を其責任と為す時は此等社会の難問題も亦男子を助けて共に解決の日が来る事と信じます」との廃娼運動の立場からも支えられていた。<sup>(8)</sup>

## 二 社会における矯風会の位置

このように、『婦人新報』は母性保護論争で展開されたテーマにまつたく無関心であつたわけではなかつた。久布白の主張は、平塚らいてうや山田わかの主張に近似しているし、また女性労働者の母性保護を訴える点では山川菊栄や与謝野晶子の主張にもつながつてゐる。それが論争と同時期に展開されているのも決して偶然ではないだらう。一方、『婦人新報』の記事をもう少し過去までさかのぼつてみてみると、同誌が晶子やらいてうの矯風会に対する

発言にその都度センシティヴに反応していることがわかる。論争でもらいては矯風会の名を挙げてその事業を非難している<sup>(12)</sup>。しかしながら『婦人新報』において論争に対する直接的な論議がなされた形跡はない。これは一体何を意味するのであろうか。

その理由として、従来の先行研究からおそらく2つの要因がすぐに思い浮かぶことであろう。その一つは、『婦人新報』の読者層の問題、そして今一つは矯風会の社会問題、社会事業に対する姿勢である。

### (一) 『婦人新報』の読者層

『婦人新報』の読者層については、先行業績を頼らずとも、その頃の同誌の目次を追うだけで容易にその姿が想像できる。そこから浮かび上がつてくる読者像は、生活に喘ぐ経験を持たない富裕層の女性たちである。それが『婦人新報』において久布白のような女性の経済的自立を認めた発言が少数派であった一因である。またその彼女の主張でさえ、当時女性の就労の圧倒的多数を占めていた工場労働者ではなく、職業婦人という知識層の女性たちの就労を意識していたのも同様の理由からであった。要するに『婦人新報』には女性が働くなくても豊かな生活が維持できる階層の読者が多かったのである。

例えばこの時期『婦人新報』では、浅田みか子の「家を持たんとする若き人々に」<sup>(13)</sup>というエッセイをシリーズものとして連載している。そのなかに描かれた若い人たちに勧める家庭像は、専業主婦でいることが可能な中流家庭である。論争と同時期、そして米騒動の年に書かれたエッセイでは、「下層社会の家庭では、夫妻殆ど同等で、夫も妻も同じ稼業を勵んで共に働きますから、妻にも同等の権利があつて（中略）家庭には礼儀など余り行われず、従つて夫を尊敬するといふことが」あまりないが、「上流社会は資産があるとか、或は夫の収入に依つて生活するので」「夫は

お上として大に尊敬し、言語作法も礼儀を尽し」誠に見よいという。中流社会では、夫の収入或いは資産で生活する妻は上流社会風だが、妻の収入或いは資産により生活する家庭では夫への態度が下層社会流ではないかと注意を促し、まず言葉から夫に対する態度を改めるよう奨める。この主張は、明らかに読者として中流家庭の女性を想定している。したがつてこの文面からうかがえるのは、結婚後の女性の労働にはむしろ消極的であり、女性の経済的自立という観点はなく、極端にいえば扶養者である夫に上手に依存していく方法が説かれているといつてよい。

『婦人新報』を流れる中流意識は、女性の仕事觀にもつながつていて、例えはガントレット恒子は「改造の期に際して<sup>(14)</sup>」といふ一文において、従来の婦人の仕事は家庭の内に限られていたとして、その論旨は女性の社会進出を促しているかのように見える。しかしその主張を支えるのは、女性はあらゆる善事に手を借し多方面な活動をせねばならないというウイラード女史の言葉である。「社会は婦人の手を要してゐる」という女性の社会進出の内容は、「病氣に充ちた世を真っ白に沈ひ清めて、其處に清純な美を生れ出させるのは、白き婦人の手であり、紅き女性のハートであると思ひます」という発言からみても明らかのように、就労というよりは社会事業に近いイメージであった。これもやはり『婦人新報』の読者層が、中流家庭の子女にあつたことに起因している。

このような生活のための労働とは無縁の『婦人新報』の読者層にあつて、実体験から女性の就労と育児の両立を論じる母性保護論争は、他人事だつたのではないだろうか。

## (2) 社会問題、社会事業に対する矯風会の姿勢

しかしながら、キリスト者として、また矯風会という組織の特色から、彼女たちの実践活動は、むしろ論争が描き出したような社会問題とは密接な関係にあつたはずである。そこでもう一つの要因、その社会問題、社会事業に対す

る矯風会の姿勢が問われることになる。井出文子は、矯風会と青鞆社を次のように比較している。矯風会は、「売春の根本的な問題、家族制度や婦人労働問題へ切りこむことはなかつた」。また売春問題を自身の痛みとしてというより、救済者の立場から近づいており、また戦争についての批判もなかつた<sup>(15)</sup>のであり、こうした矯風会にひきかえ、「火花のように輝きながら、婦人問題の本質に肉迫して、短い命をおえているのが「青鞆社」の運動である」<sup>(16)</sup>と評している。この井手の分析を、本論においても『婦人新報』の記事のなかから例をあげ検証しておこう。

社会問題に対する矯風会の意識をみるために、ちょうど青鞆社と同時代の小橋三四子の「我が工女課の働く<sup>(17)</sup>」という論文をみてみよう。小橋は、まず「工場に入つて見ますと、顔色の蒼ざめた、垢で縞目の塗られた筒袖に、繩のやうな細帯を結んで、坐れば両膝を抱えて、カラカラと笑ひながら、人の話を聞くやうな人か猿かと思はせる沢山な女の子が居ります。これも人の子、誰が思ひ子であつたが、同じ世に生れながら、このみぢめな有様をと思へば、同情の涙の湧き出づるを覚えます」と女工たちの姿を描写する。その視線は、決して同じ目線ではなく一段高いところにある。さらに小橋は、このような女工たちの労働条件の改善をもたらす工場法改正に対しても科学的に考えなければ外れの運動になると冷静である。それは彼女が、「実際の改良は法律のよくこれを元うし能ふ所ではありません。工場主の良心に訴へ、工女等の教育訓練に須たなければならぬ事が多分を占めて居ります」と信じるからであり、訓練の前に慰安が必要だと考えていたからであった。この彼女の主張を支えるのは、「眞の安心立命は、神の道を除いては他に求めやうもありません」とのキリスト者としての信仰である。それが女工の境遇改良に展望を抱きながらも、その背景にある社会問題には目が届かない状況を作り出している。つまりこれは小橋に限られたことではなく、キリスト者である矯風会の会員ならすべて、その属性ゆえに社会問題を精神的な問題にすりかえる危険性をもつっていたのである。一方、母性保護論争は、女性の就労と育児は両立可能かという命題を社会制度への提言といった形に昇華さ

せ展開されている。女性たちの抱える問題を社会問題として捉え、制度として要求していくこののような意識は、少なくともこの時代の矯風会には希薄だったといえよう。

また矯風会の社会事業に対する姿勢で、先行研究のなかでしばしばあげられるエピソードに、大正天皇の即位式への芸者参列に対する反対運動がある。この矯風会の態度に対し、当初から与謝野晶子は、強い嫌悪感抱き、矯風会のメンバーとの間で論争を巻き起こしている。醜業婦に対する蔑視観とその愛の対象の排他性を非難した晶子に、大阪支部の錦織は、キリスト者でないが故に差別してはいない、矯風会は信者に非ずとも入会を認めていたとし「己れをのみ聖き者として罪を憎むの余り、人をも蔑視する事は、単に矯風会員に非ずとも一般基督教信者の良くせざる所」<sup>(18)</sup>と反論している。しかしそれは、晶子の批判の核心からずれている。

久布白も晶子に対して反論する。「如何に立派に着飾つて居ても、あゝ云ふ職業をする人は賤い者だ、つまりぬものだと云ふ事をしつかりと婦女子の心の底に打ち込むことは、堅実なる家庭を造り、国家の基礎を据うる上に於いての最も大切な事柄です」とし、また「手鍋さげても一家の主婦は貴いもの、錦着てもかかる業務は賤しいのだと云ふことを目に指さし込むやうに知らしめることは大切な事」として、最後に「御大典は清く祝したい。賤業者は康らかに助けたい」とする見解にどうみても弁明の余地はない。ここから見えてくるのは、救済の対象者への蔑視であり、対象者は哀れむべき、更正すべき、指導すべき他者であり、同じ女性という視点は欠如している。晶子の非難は的をついているのである。このような矯風会の社会事業観においては、母性保護論争のような当事者意識による救済観は生まれてこない。つまり社会事業の扱い手であつたにもかかわらず、矯風会にとって論争は素通りできる存在だったのである。

### 三 婦人界における矯風会

ところで母性保護論争に対する黙視とは対照的に、その数年前に平塚らいてうが発起人の一人として立ち上げ、論客全員がさまざまな形でかかわった青鞆社（一九一一～一九一六）周辺で起きた「新しい女」現象に対しても、『婦人新報』は非常に熱く反応している。この対照的な反応に、『婦人新報』が論争に対して冷静な態度をとりつづけた要因が潜んでいないだろうか。

「新しい女」とは、らいでう自身の自伝によれば<sup>(21)</sup>、もともと明治末期、盛んに紹介されたヨーロッパ文学、ことに近代戯曲のヒロインの生き方をめぐり論議が行われるなかで誕生した当時の流行語であった。それが青鞆社の女性たちの代名詞のような存在となるのは、イプセンの『人形の家』のノラや、ズーデルマンの『故郷』の主人公マグダについて『青鞆』で取り上げたことに対し、「ノラを礼賛し、マグダを理想とする」新しい女と受け取られ、「和製ノラ養成所青鞆社」とジャーナリズムから揶揄されたことがきっかけであった。のちには社員尾竹紅吉の多少軽率な発言もあって、いわゆる「五色の酒事件」「吉原登樓事件」が新聞で中傷され<sup>(22)</sup>、従来の男性の領域にまで侵入する「新しい女」のイメージがつくられた。またこうした無責任な世間の「新しい女」への攻撃のなか、『青鞆』誌上でらいでうがエレン・ケイの『恋愛と結婚』を翻訳紹介したことが、以前、森田草平との間で引き起こした心中未遂事件、いわゆる「塩原事件」の想起も誘い、「新しい女」とは自由奔放な恋愛に生きるという新たなイメージを世間に植え付けたのではないだろうか。さらに後のらいでうの奥村博との入籍なしの結婚（一九一四年）、『青鞆』をらいでうから譲り受けた伊藤野枝と既婚者大杉栄、そして神近市子のいわゆる多角恋愛の実践とスキヤンダル（一九一六年）も、

そのイメージを決定的にしたと思われる。

さてこのような「新しい女」現象に対し、『婦人新報』は過敏に反応する。まず男性側の反応からみてみよう。男性側の反応は、「新しい女」への中傷・誹謗が始まつた翌年（一九一三年）に集中している。例えば釣宮牧師は「新しい女、旧き女、理想の女」<sup>(24)</sup>のなかで、「新しき女の心と云ふは自分の思ふまゝをしたいと云ふ我僕心、自己中心思想である。男の様にやつて見度と思ふ奇妙な心である」と決めつけ、その全く逆のタイプの女性を「理想の女」としてあげ、最後に「理想の女とは全く基督の心を得た女と言はねばならぬ」と結論づけている。また田島牧師も「基督教より見たる新らしき婦人」<sup>(25)</sup>という論文のなかで、忍耐と犠牲精神は共に神様が日本婦人に与えた美德とたたえる。そして「大正の新しき婦人とはキリストイエスの御精神を受けついで、樂な處は誰でもする、人の出来ない困難な所を仕て夫を助け、家庭を救ふとの大精神を実地に行うて初めて家庭が救はれる」と家庭における女性の立場の重要性を強調するのである。続いて貴族院議員江原素六も「新らしい女」<sup>(26)</sup>という一文で、格言にもあるように「古いものが一ぱん新らしい」とし、「どうか永遠に新らしい女となつて家の模範、母の手本となつてくちざる神の言葉を基礎として行くならば神の榮をあらはす事が出来得ると信じます」と結んでいる。

以上三点が男性側の反応であるが、一見それぞれ温度差、主張に微妙な違いが見られながら、三者には共通点がある。それは従来の女性像の喪失への危機感であり、それらがもたらす家庭の行方に対する漠然とした不安感である。そして彼らは、女性たちを従来の、彼らにとつての美德をもつた女性に引き戻そうとするとき、その普遍性を証明する拠り所を信仰に求めキリストの名をあげるのである。

では女性たちの反応はどうだったのであろうか。それは、一言で言うならば「恋愛の自由」と、「自由恋愛」の混合が招いた原始的な拒否反応であった。両者の違いは、前者が従来の家族制度への反抗から生まれたものであり、制

度による形式的な結婚よりも恋愛による結婚を主張したとすれば、後者は何ら社会的制約を伴わず、個人の責任という名において幾人とでも自由に恋愛し肉体関係をもつフリー・セックスに近いイメージではなかつたかと思う。<sup>(28)</sup> そして前者がエレン・ケイを信奉する青鞆社社員らによつて支持され、らいでうが実際にそれを実践した例からも、また後者はそれが彼女たちの意にかなつたものであつたかどうかは別にして伊藤、神近といった青鞆社社員により大杉との多角恋愛として実践された例からみても、両者とも「新しい女」たちの恋愛のかたちであつたことには間違いない。しかし矯風会の会員たちは、その両者を混合し、すべてを「新しい女」＝自由恋愛＝フリー・セックスの図式でみたのではない、「婦人新報」における論調を見る限り、彼女たちの反応はそう思わざるをえない。

例えば矢島楫子は、新しい女と自由恋愛を結んで露骨に嫌悪感をあらわにする。一九一六年「母等の叫び」<sup>(29)</sup> という小文の後半部分で、「近來はまた自由恋愛等と新らしい理屈をつけて、昔の畜妾と同じ関係を保つ人々も見受くるやうになりました」「どうか若い人々が、『新らしい』といふ衣を着た悪魔の声に耳を傾けずに、常に神の聖前に額いて、其の御指導に縋りつゝ歩むことを忘れないやうにお願ひしたい」と訴えている。この矢島の文面から想像できるのは、「新しい女」＝自由恋愛＝フリー・セックスというイメージの連鎖である。

久布白も翌年、「矯風会の内的歴史（平塚明女史の評論を読みて）」<sup>(30)</sup> という論文のなかで、「今日では恋愛本位で恋愛さへ有れば親も兄弟もかまはぬ、甚だしきは他人の良人、妻でも頓着せぬと云ふやうな、動物主義さへ平然として行ふ人がある」と自由恋愛の風潮を非難し、「新らしき婦人等の所説及び実行に徴するに、従来の屈辱的な婦徳を打破し男子同様に自由放縱ならしめ度いと望まるるよう見受けます」と自らの恋愛観と「新しい女」たちのそれを区別する。そして「我々としては、女子の屈従的貞操を破壊するよりも、むしろ、それに生命を吹き込み、同時に男子に眞の意味に於ける貞操を守つて貰ふ事を要求するに有ります。つまり破壊と建設の差が根本に横はつて居る」

とし、最後に「人類の美と真と善の極み、其本源は、人格的神、凡べての人類の神を除いて何處に求めませう」として、残念ながら新らしき婦人の根本運動には未だ至らずと見る以外ないと結ぶのである。この文からうかがえるのも、やはり「新しい女」＝自由恋愛＝フリーセックスである。

そしてこのような受けとめ方では、「新しい女」は、男女の貞操を求める家庭の重要な性を説く矯風会にとって、自分たちの価値観を揺るがす目障りな存在であつたに違いない。またそれ以前にも、禁酒運動、廢娼運動を進めてきた矯風会が見逃し得ない「五色の酒」「吉原登樓」といった青鞆社の「新しい女」たちの行動への原始的な拒否感がある。しかし、それは同時に当時の矯風会の限界を物語っている。すなわち女性解放運動への無理解である。例えば先に紹介した田島牧師の記事の片隅に囲いに入つた小さな記事がある。「新しい女」にその貞操観をインタビューしたといふその記事には、「新しい女と云ふても其思想が個々別々に分れて居りますから一概には申されませんが、何でも婦人たる者は自己の価値を自覚して其天性を發揮すると云ふのが其大体の主意」で、「今までの婦人方のように習慣に囚はれて、理も非もなく之に服従するのを破りたいのであります。故に貞操問題も、婦人がこれを自覚して之を守ると云ふならば決して差支のない事」等と答えたと報告されている。

この返答の主張から計れば、「恋愛の自由」「自由恋愛」が一見全く違う主張、実践であつても、その根底に流れるのは、男性に服従を強いられてきた女性たちの人としての覺醒、その解放への意識であろう。また「五色の酒事件」や「吉原登樓事件」は、当時のジャーナリズムが「新しい女」を必要以上に揶揄し、センセーショナルに取り扱つたとしても、彼女たちの言動の底に流れるのは、女性たちを縛つてきた古い因習に対する挑戦であり、打破であつたことは間違いない。男尊女卑の思想、慣習、制度に虐げられ、息を潜めて生きてこなければならなかつた女性たちの、人間としての解放をめざした運動的立場から出た言動であり、現象であつたことは明らかであろう。

矯風会の青鞆社の活動に対するこのような無理解は、矯風会の抱える本質的な問題を浮き彫りにする。それは、矯風会の運動が女性たちの組織による女性たちにかかわる運動であつたにもかかわらず、それが決して女性運動ではなかったということである。久布白が反論を試みたらいでの評論には、その点に対する不満がはつきりと書かれている。矢島を論ずるよう依頼を受けたらいでは、「氏の事業の多くは直接婦人に関係することのみ」であり、「決して私どもが意味するところの婦人運動者ではない」という結論に達する。それは、「氏ならびに氏が統率する婦人矯風会の事業の背景となつてゐる思想、信仰は、(中略) 今日私どもが人類自覺運動の一として婦人運動と呼ぶところのそのすべてを貫くある共通精神——(中略)——とはほとんど直接関係をもたないもの、したがつて欧米婦人運動の心靈はもとより、我国における少数婦人運動者のそれをもつゝに振り動かした人間そのもの、同時に婦人そのものの生活に対する個人主義的な深い自覚、言い換えれば人間である婦人の自己の尊嚴、その欲望才能の価値の自覚にもとづく思想、感情とは全然その源を異にした別種の流れでありますから」というらいでの見識からであつた。

らいてう自身のこの見識は、当時の『婦人新報』の記事の思潮を見る限り的を得たものといえる。しかし矢島たちが、女性運動に全く無関心であつたわけではない。実は『青鞆』が世にござわし婦人問題が盛んに論議されるようになった世相の一九一四年の時点で、矢島はもつとも過激な婦人参政権運動といわれる英國の運動について「必要な権利を得るには、止むを得ない運動」とし日本でもこれらの運動が予想されることであり社会の進歩した証拠との見解をしめしている。<sup>(32)</sup> また同号で廣岡も、当時の婦人問題を論ずるのが男性のみであり、女性たちが「何故自身の自由の天地を見出すために奮闘致さぬのであらうかと切歎に堪へぬ」と憤慨し、そればかりか「間違つた良妻賢母主義を以て婦人の自由に延びんとする者を挫き、或は貞婦淑女の意義を誤つて、何事にも男子の云ふが尽に服従して、彼れの堕落腐敗を益々甚だしからしめんとして居ります」と婦人たちに覺醒を呼びかけている。<sup>(33)</sup>

しかしその前後に青鞆社社員たちが歩んだ方向、すなわち、らいとうが採った未入籍結婚、伊藤らが実践した多角恋愛といった恋愛に対する道程は、一夫一婦制を請願し貞操問題にコミットしてきた彼女たちにとっては、女性解放運動への視点をもつことを躊躇させるほど理解できない存在だつたのではないだろうか。<sup>(34)</sup> それ以降の久布白をはじめとした矯風会のメンバーたちの発言からは、そのような後ろ向きな印象を受ける。実際、男性の反応が「新しい女」が中傷非難の的になつた一九一三年周辺に集中しているのに対して、女性側の直接的な批評は同時期には、見受けられない。ところが伊藤と大杉、神近の多角恋愛に代表される「自由恋愛」が世に報じられるようになると、その実践者たる「新しい女」への批判が始まつてゐるのである。

矯風会のこのようなスタンスは、らいとうにその貞操問題についても「矯風会の運動の」とくその理論的方面を欠いた運動があるのでしようか」と指摘<sup>(35)</sup>させる。らいとうの矯風会に対するジレンマは、貞操問題に対する取り組みが「単なる形式的な一夫一婦制がその裏面にどんな虚偽と醜悪と堕落を包んでいるか」を全く不問にした運動であるといふ点でさらに大きくなる。それは「今日の婦人に経済力のないこと、今日の結婚は男女の恋愛的関係でなく、経済的関係」であり、「芸娼妓とその根本においては大差のない一種の売淫婦」ではないかとの問題意識からであり、理論的背景を持たないがゆえに問題の本質に迫ることのできない矯風会の姿勢を問うてゐるのである。そしてこの問題を真に解決したいのであれば、「小さな枝葉問題に着手する前に、否何よりも先にまず婦人に実力を与えること」や「結婚の基礎もしくはを中心を恋愛におくこと」ではないかと提言し、「性的道德としての高き恋愛の理想を説き、眞の恋愛をまだ知らない我国民を恋愛に目醒めしめるような方針」をとるよう奨める。

実は、エレン・ケイが人間性変革の重要性を説き、その基礎に形式だけの結婚ではなく眞の恋愛による結婚、それによる生命の誕生に希望をつないだ新性道徳を提唱したのは、「人間が自己」は完全に創られたものと信じ、その後靈

と肉との間の永遠の戦いに陥つ」ている従来の「キリスト教の道徳的理想的絶対価値」、その性道徳に対する挑戦だつた。<sup>(36)</sup> ケイの信奉者らいてうが、キリスト者たちの集団である矯風会の貞操観、恋愛観、結婚観<sup>(37)</sup>に対し、ジレンマを懐くのも当然であつたとも言える。

そしてらいてうのこれらの諸批判に対し、久布白をはじめとしたメンバーは何ら有効な反論を為し得なかつたのである。それは与謝野晶子が矯風会の芸娼妓に対する人権意識の希薄さをついたことに対するものとして、的を外れた反論しか返せなかつたことにも通じている。この当時の矯風会には、らいてうが指摘したように、個人の人権を尊重する個人主義思想、そこから発展した女性解放運動を自らのものとする意識が希薄だったのである。母性保護論争は、女性の就労と育児は両立可能かという命題について、女権主義、母性主義、社会主義の三つの立場によるフェミニズム思想からのアプローチであつたともいえ、それは女性解放運動の射程にあつた。しかしそれら女性解放運動に対しても親和性を抱くことを躊躇し、したがつてその女性に關わる運動に対しても何ら理論的背景を持たない矯風会にとって、母性保護論争は正面から論ずることが出来ない存在でもあつたのである。

### 結びにかえて

しかしらいてうの辛らつたこれらの批判は、的を得ていただけに矯風会のメンバーの心の奥底に深く刻み込まれたのではないか。その後の矯風会の、婦人参政権運動、母性保護運動といった軌跡はそれを物語つている。

また「新しい女」と彼女たちの崇拜する恋愛に対する拒否反応も、それが無理解が招いた一種の誤解からくるものであつた以上、やがて緩和される運命にあつたのである。本来、らいてうたちが神聖視した恋愛とは、エレン・ケイ

の『恋愛と結婚』から影響を受けたものであり、愛のない形式的な結婚制度には異議を唱えても、家庭の重要性を否定したものではなかつた。それは母性保護論争で、同じケイの思想の信奉者山田わかの主張が家庭での人格的教育の重要性に比重がおかれたものであつたことからも容易に判断できるところであつた。しかし大杉と伊藤の自由恋愛、その結果おきた神近の大杉に対する傷害事件、いわゆる日陰茶屋事件（一九一六年一一月）などが、この当時の矯風会の「新しい女」の恋愛観のイメージを決定づけ、従つてらいてうらの唱導する「恋愛の自由」に対する誤解を生んだことは間違いないだろう。しかし実際は、らいてうは大杉らの三角関係を「一種の『一夫多妻主義』<sup>(38)</sup>である」とし、夫、妻、子供の存在を度外視した無責任、無制限な願望であり、「恋愛の自由」とは異なる「自由恋愛」のあり方だと非難している。

矯風会の姿勢は、したがつてらいてうの恋愛の主張の真意が明らかになるにつれ軟化していく。そして当初の誤解は、平塚らいてうが母性保護論争で示した母性保護思想を具現化するために結成した新婦人協会の活動によつてとかれる。新婦人協会は、論争終焉後の一九一九年夏頃よりらいてうによつて暖められ、市川房枝、奥むめおを理事に迎え翌年三月には正式に活動を開始した女性団体である。その創立の趣意は、今後の婦人運動の方向性をケイの唱導した母性（母権）主義に求めることを表明したものであつた。らいてうは、論争時の主張をさらに発展させ、婦人、母性、子どもの権利を擁護するために社会改造の必要を訴えたのである。婦人参政権の獲得をめざしたのもその実現のためであつた。

このように、らいてうの協会構想の眞の意図が女性と子どもの福祉の実践であつたならば、その先駆的ともいえるべく活動に取り組んでいた矯風会が、らいてうに対する態度を軟化させるのも時間の問題であつた。加えて、矯風会の会員にはらいてうに批評された、その活動が婦人運動ではないとの指摘が刺のようささつていたに違ひなく、女

性解放運動との接点を模索していた結果ともいえよう。

矯風会のらいでうに対する姿勢の変化は、『婦人新報』の論調に現れる。新婦人協会が発会式を迎えた七月には、  
守屋東が「婦人を守護する権利」<sup>(33)</sup>という論文のなかで、東京婦人ホームを開設し学んだ事として、婦人、特に未亡人  
に対する処置など婦人を守護する権利がないこと、そのため「家庭の為に、國の為に婦人に参政権を獲得する迄戦は  
なければならぬといふ決心を持たしめます」と述べる。そしてホームの経験から「此社会がまた家庭が何よりも次代  
を作るべき子供本位でなければならない事を確信させられまして、禁酒運動でも、公娼全靡でも、また平塚明子女史  
等によつて唱導されて居る花柳病と結婚といふやうな事にも、当然此立場から私は運動を開始して行くものゝ一人で  
す」と、新婦人協会の活動を支持するのである。協会が同時に婦人参政権運動も開始していたことを考えあわせれば、  
この守屋の主張をそのまま実践している団体が協会であったといつても過言ではないだろう。

また同年一〇月には久布白が、「動瀬の中心に立つて」<sup>(44)</sup>といいう一文にて、「雷鳥氏及び市川氏の手に成つた女性同盟  
第一号は、堂々と婦人参政権の必要を叫んでこの秋婦人界に生れ出でました、そして其実行の第一歩として、治安警  
察法第五条の法律改正に関する請願を始められました、私共はこの人々の労を多とするもので喜んで其調印に応じま  
した」と新婦人協会と協同することを表明する。

この久布白の意識は、一九二一年矯風会内に日本婦人参政権協会を誕生させる。また一九二六年婦女新聞社の母子  
扶助法制定促進会の発足に際しては、久布白も守屋もその活動を支援し、法律の早期実現に協力する姿勢を表明する  
のである。らいてうも会員に登録した同会のめざした法律とは、まさに母性保護論争でらいでう、わかが主張した母  
子への国家的扶助を求めるものであった。そして一九三四年の母性保護法制定促進婦人連盟の誕生に際しては、矯風  
会は婦選獲得同盟らとともに産婆役をつとめ、母性保護運動に従事していくことになるのである。

本稿を締めくくるにあたつて、それでは矯風会は論争の誰の主張にもつとも近い立場にあつたのか、と考えてみる。それはわかのものと類似していたのではないか。なぜなら、当時のキリスト教者は一夫一婦制を重んじ、家庭（ホーム）での人格教育に重点をおいていたからであり、また禁酒、廃娼、有婦男子の姦通制裁を行い社会を矯風するのが矯風会の目的だったからである。<sup>(1)</sup> それはまさにわかが実生活のなかで体得し、論争で展開した価値観そのものであった。したがつて、わか同様エレン・ケイの思想に影響されて思想、活動を開拓してきたりてうへの誤解もとけ、やがて母性保護運動で共闘するモチベーションを、矯風会はその当初から胎内に秘めていたのである。

## 註

- (1) 香内信子「母性保護論争」の歴史的意義—「論争」から「運動」へのつながり—『歴史評論』一九六六年、一月。
- (2) 母性保護運動の資料を集積した香内が、その資料集のなかに同時代の反応を集めている(香内信子編／解説『資料母性保護論争』ドメス出版、一九八四年)。香内のこの資料は、男性側という制約があるが、そのほとんどが『婦女新聞』の紙上における反応であり、女性を対象とした同紙での反応は、女性にもその反響が小さくなかったことを示している。また『新世界』にも、論争に対するストレートな反響文が掲載されている(第一〇巻第七号)。
- (3) 与謝野晶子「紫影録—感想と詩篇」「婦人公論」第三年三号、一九一八年三月。
- (4) 以下、拙稿「母性保護論争」各主張分析覚え書き—再評価のための基礎研究として—から、論争の内容を要約した。
- (5) 久布白落実「生きんが為に醒めよ」『婦人新報』第二四五号、一九一八年九月一五日。
- (6) 同上。
- (7) 久布白落実「婦人と人権」『婦人新報』第二六七号、一九一九年一〇月一五日。
- (8) 例えれば久布白は、以下の号で女性の経済的自立の必要性を認めた発言をしている。『婦人新報』第二四一号、一九一七年八月一日。『婦人新報』第二五九号、一九一九年二月一〇日。
- (9) 久布白落実「偉大なる時代の進運」『婦人新報』第二五九号、一九一九年二月一〇日。

## 『婦人新報』と母性保護論争

- (10) 久布白落実「婦人と人権」、「婦人新報」第二六七号、一九一九年一〇月一五日。
- (11) 例えは、久布白落実子「矯風漫録（与謝野晶子女史に与ふ）」、「婦人新報」第二二九号、一九一五年九月二八日。大阪支部錦織くら子「矯風会は輕躁の產物に非ず—与謝野晶子女史に与ふ」、「婦人新報」第二七五号、一九二〇年七月一〇日。久布白落実「矯風会の内的歴史（平塚明女史の評論を読みて）」、「婦人新報」第二四号、一九一七年八月一〇日がある。
- (12) 平塚らいでう「死と其前後」を見て、他（妙）雄弁第九卷一三号、一九一八年一二月。
- (13) 浅田みか子「家を持たんとする若き人々」、「婦人新報」第二五一号、一九一八年七月一〇日。
- (14) ガントレット恒子「改造の期に際して」、「婦人新報」第二六三号、一九一九年六月一二日。
- (15) 井手文子「矯風会と青鞆社」、「歴史公論」第五卷第十二号（通巻四九）、雄山閣、一九七九年一二月。
- (16) 同上。
- (17) 小橋三四子「我が工女課の働き」、「婦人新報」第二〇九号、一九一四年一一月二八日。
- (18) ここでは晶子の「自己に生きる婦人」（大阪毎日新聞）が引かれているが、例えは晶子は「婦人を侮辱する矯風運動」（一九一五年六月『人及び女として』に収録）と称する小文でも矢島をはじめとした矯風会の姿勢を非難している。
- (19) 大阪支部錦織くら子「矯風会は輕躁の產物に非ず—与謝野晶子女史に与ふ」、「婦人新報」第二七五号、一九二〇年七月一〇日。
- (20) 久布白落実子「矯風漫録（与謝野晶子女史に對ふ）」、「婦人新報」第二二九号、一九一五年九月二八日。
- (21) 平塚らいでう「元始、女性は太陽であった② 平塚らいでう自伝」大月書店、一九九二年、三四頁。
- (22) 「日本女性人名典」日本図書センター、一九九八年、二五一頁。
- (23) 平塚、(21)前掲書、八九頁。
- (24) 釤宮牧師述「新しき女、旧き女、理想の女」、「婦人新報」第一八九号、一九一三年三月一五日。
- (25) 田島牧師「基督教より見たる新らしき婦人」、「婦人新報」第一九二号、一九一三年六月二十五日。
- (26) 江原素六（貴族院議員）「新らしい女」、「婦人新報」第一九七号、一九一三年一一月二五日。
- (27) 以下の論文を参照した。山川菊栄「プロレタリアと婦人問題」（初出『種蒔く人』一九二三年三月号、神近市子『神近市子自伝』）日本図書センター、一九九七年、平塚らいでう「いわゆる自由恋愛とその制限」、「大阪毎日新聞」一九一七年一月四日。
- (28) 矢島楫子「母等の叫び」、「婦人新報」第一二三二号、一九一六年一〇月一八日。

- (29) 久布白落美「矯風会の内的歴史（平塚明女史の評論を読みて）」『婦人新報』第二四一号、一九一七年八月一〇日。
- (30) 田島牧師記事隅（雲）『婦人新報』第一九二号、一九一三年六月二十五日。
- (31) 平塚らいてう「矢島梅子氏と婦人矯風会の事業を論ず」（『新小説』一九一七年六月号（平塚らいてう著作集編集委員会『平塚らいてう著作集第2巻』大月書店、一九八三年）。
- (32) 矢島梅子「婦人と権利の要求」『婦人新報』第二一〇号、一九一四年十二月二八日。
- (33) 廣岡浅子「迷信の打破」前掲『婦人新報』第二一〇号。
- (34) 実はこの図式はそれほど単純ではない。例えば牟田和恵は、セクシュアリティの規範がゆるやかであつた矢島の世代の方が“性”に対し大胆であつたと指摘している（牟田・慎（共著）「近代のセクシュアリティの創造と「新しい女」—比較分析の試みー」『思想』八八六号、一九九八年四月号）。しかし女性の“性”に対する規範が次第に強化されつゝあつた次世代の「新しい女たち」にとっては、恋愛のためのセックスを肯定し、家夫長制のためではなく恋愛のための結婚を主張することは新鮮でリベラルであつたことも牟田は明らかにする。そして男女の貞節の重要性を説き、あくまでも制度としての一夫一婦制を推進する矯風会にとっては、この「新しい女たち」の行動は理解しがたかつたことも眞理であろう。
- (35) 平塚（31前掲論文、以下に続くらいてうの貞操問題に関する指摘は同論文から引用）
- (36) エレン・ケイ著／小野寺信・百合子訳『恋愛と結婚上・下』岩波書店、一九七三（原著一九一一年）年を参照のこと。
- (37) 当時のキリスト者の恋愛観については、S.サイドマン／椎野信雄訳『アメリカ人の愛し方』（勁草書房、一九九五年）を参照のこと。
- (38) 平塚らいてう「いわゆる自由恋愛とその制限」『大阪毎日新聞』一九一七年一月四日、二五六頁。
- (39) 守屋東「婦人を守護する権利」『婦人新報』第二七五号、一九一〇年七月二〇日。
- (40) 久布白落美「動瀾の中心に立つて」『婦人新報』第二七九号、一九二〇年一〇月一九日。
- (41) 例えはケールン博士「家庭に就て」（『婦人新報』第一九〇号、一九一三年四月二十五日）、安部磯雄「矯風会と家庭」（『婦人新報』第二一〇九号、一九一四年一月二八日）の論文を参照のこと。